

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
大旺新洋株式会社	高知市仁井田 1 6 2 5 - 2

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 1 2 月 2 0 日 から 令和 7 年 1 月 1 9 日 まで（1 ヲ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

大旺新洋(株)及び同社使用人は、高知県発注の工事において、港則法違反により公訴を提起された。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第 2 第 1 5 号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号及び措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第 1 条の規定に該当する。

指名停止措置要領 別表第 2

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヲ月以上 9 ヲ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 総務部契約課 0 8 7 - 8 1 1 - 8 3 0 3（直通）

契約課長 山本 隆

○建設専門官 森崎 貴司